

議 会 資 料	議案第 24 号
地域福祉課	

志摩市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1. 条例を改正する理由

現在使用している老朽化した越賀老人憩の家に替わり、令和 6 年 6 月に供用開始される越賀コミュニティセンターを活用していくため、越賀老人憩の家を廃止し、老人憩の家の施設数を 7 施設から 6 施設に改正するものです。

2. 改正する条例の要点

別表（第 2 条関係）から越賀老人憩の家の項を削ります。

3. 改正による効果等

越賀老人憩の家を廃止とすることから、令和 6 年 6 月からの状況に即したものとします。

志摩市老人憩の家の設置及び管理に関する条例(平成16年志摩市条例第144号)新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
船越老人憩の家	志摩市大王町船越861番地2	船越老人憩の家	志摩市大王町船越861番地2
片田大野老人憩の家	志摩市志摩町片田788番地1	片田大野老人憩の家	志摩市志摩町片田788番地1
越賀老人憩の家	志摩市志摩町越賀602番地	鵜方老人憩の家	志摩市阿児町鵜方1404番地3
鵜方老人憩の家	志摩市阿児町鵜方1404番地3	立神老人憩の家	志摩市阿児町立神2056番地2
立神老人憩の家	志摩市阿児町立神2056番地2	志島老人憩の家	志摩市阿児町志島92番地
志島老人憩の家	志摩市阿児町志島92番地	国府老人憩の家	志摩市阿児町国府4271番地
国府老人憩の家	志摩市阿児町国府4271番地		